

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規則

(目的)

第1条 この二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）閲覧規則（以下「閲覧規則」という。）は、一般社団法人山梨県建築士会（以下「本会」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第10条の20の規定に定める都道府県指定登録機関として行う、二級建築士登録等事務のうち、法第6条第2項の規定に基づく名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧業務」という。）に関する事項について、山梨県建築士法施行細則（昭和26年山梨県規則第34号、以下「細則」という。）第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の設置)

第2条 名簿の閲覧所の所在地は以下のとおりとする。

甲府市丸の内1丁目14-19

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)12月29日から翌年の1月6日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4)8月13日から8月16日までの日（第二号に掲げる日を除く。）

(5)その他別に定める日

2 名簿の閲覧事務を行う時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、細則第5条の規定に掲げる以下の登録事項を対象とする。

氏名、登録番号、登録年月日、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の年月日及び合格証書番号、処分履歴、法定講習年月日、法定講習修了番号

(閲覧申請)

第5条 本会は、名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、本会が別に定める閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受付けるものとする。

(閲覧方法)

第6条 閲覧申請者は本会に備え付ける閲覧用の名簿により閲覧するものとする。

(名簿の持ち出し禁止)

第7条 閲覧者は、名簿を閲覧所外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1)他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められるとき

(2)この規則に違反し、又は係り印の指示に従わないとき

(3)名簿を汚損し、もしくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき

(適用範囲)

第9条 第2条、第3条及び第5条から前条までの規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(その他)

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は平成30年6月25日より施行する。

附 則

この規則は令和4年6月1日より施行する。

附 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。